



広報 中央交番3月号

中央交番
TEL 24-3011

シートベルトで命を守ろう

道路交通法により自動車の運転手は、

- シートベルトを着用しないで運転してはならないこと
- シートベルトを着用しない人を乗せて運転してはならないこと
- チャイルドシートを使用しない6歳未満の子供を乗せて運転してはならないこと

と定められており、令和5年中の自動車乗車中の交通死亡事故
15人のうち7人がシートベルト未着用でした。

「スピードがでていないから大丈夫」、「子供をしっかり抱っこしていれば大丈夫」と考えていませんか？

シートベルトやチャイルドシートは自分と同乗者の命を守るという意識を持ち、すべての座席でのシートベルト着用と、チャイルドシート使用をお願いします。



子どもに関する相談は少年サポートセンターへ

〈どんな活動をしているの？〉

- 少年相談活動～悩みを抱えているお子さん自身、保護者の方などから内容を問わず相談に応じます。少年問題に関する専門知識を持つ職員が対応します。
- 継続的な支援活動～面接や電話による専門的な助言指導のほかに、修学・就労支援、学習支援、農作業体験、物作り体験など、保護者の同意を得た上で、少年の立ち直りを支援します。

〈どこにあるの？〉

- 青森少年サポートセンター
こどもは なやむな
(警察本部内) ☎0120-58-7867
- 八戸少年サポートセンター
(八戸警察署内) ☎0178-22-7676
受付時間：月～金 8:30～17:15
(祝日、年末年始を除く)
- 少年サポートメール
youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp



お気軽にご相談
ください！



サポートメール

運転免許証を返納する方へ

全国的に、高齢者の方々による重大交通事故が発生し、**大きな社会問題**となっています。

青森県警察では、運転免許証を自主返納した方々の生活を支援するため、タクシー運賃や商品の割引、商品宅配サービスなどの特典を協賛企業から提供しています。

協賛企業店は県内431店舗、17自治体(令和6年3月末現在)あり、青森県運転免許センターや各自動車運転免許試験場、警察本部1階ロビーで、支援協賛店一覧表が配布されています。

マイナ免許証の取扱いが始まります



マイナンバーカードに免許情報を記録し、運転免許として利用できるようになります。

令和7年3月24日(月)

から

運転免許センター

八戸・弘前・おつ運転免許試験場

で手続きが可能です。

警察署では手続きができませんので、ご注意ください！

